

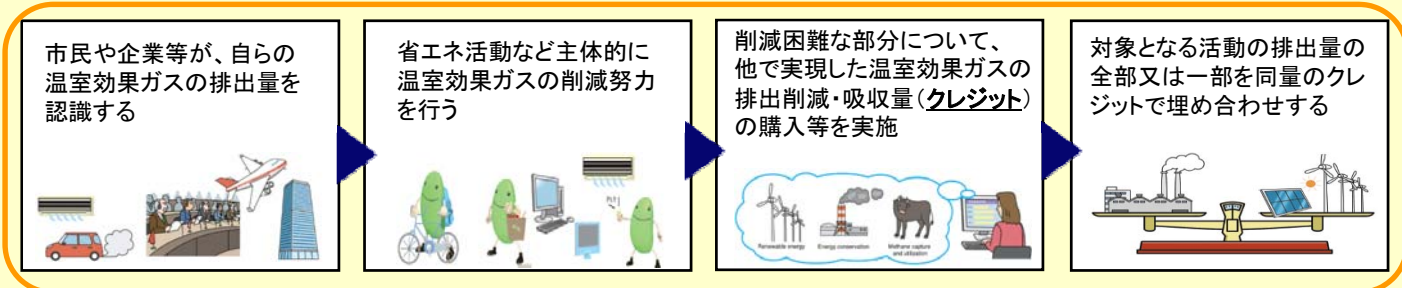
カーボン・オフセットに用いられるクレジット（オフセット・クレジット：J-VER） 森林吸収クレジットの認証基準について

地球温暖化対策における森林吸収源対策

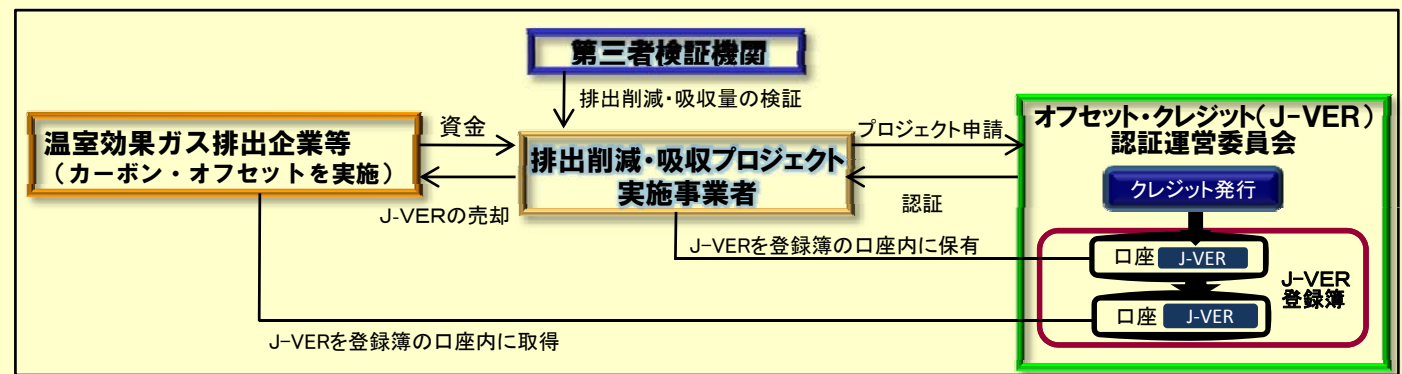
- 我が国は、京都議定書の第一約束期間（2008～2012年）に1990年比で6%の温室効果ガスを削減する義務を負っていますが、このうち3.8%は国土の約66%を占める森林の二酸化炭素（CO2）吸収源活動により実現することとしています。
- 一方、国産材価格が低下し国内林業の採算性が悪化する中で、森林を健全に保つための間伐等が十分進んでいないため、地球温暖化対策として追加的に毎年20万haの間伐等を行うなど、森林吸収源対策を進める必要があります。

カーボン・オフセットとオフセット・クレジット（J-VER）制度

- 政府は、地球温暖化対策の一つとしてカーボン・オフセットを推進しています。カーボン・オフセットとは、自らが排出する温室効果ガスのうち削減困難な部分をクレジットの購入等により埋め合わせる取組です。近年、カーボン・オフセットの仕組みを利用した商品・サービスは急速に拡大しています。



- 平成20年11月には、国内のプロジェクトによる排出削減・吸収量をカーボン・オフセットに用いられるクレジットとして認証するオフセット・クレジット（J-VER）制度を創設しました。これまでカーボン・オフセットを行う際は、主に海外のプロジェクトによる京都メカニズムクレジット（CER）が用いられていましたが、本制度により、国内のプロジェクトによるクレジットが市場に流通し、カーボン・オフセットの資金が国内のプロジェクトに還流することになります。



カーボン・オフセットとJ-VER制度の仕組みを利用して森林吸収源対策を

- 森林のCO2吸収量を評価する制度に対する地方自治体等の関心の高まりや環境副大臣吉野正芳イニシアティブ（平成20年9月）も踏まえ、環境省では、林野庁とも連携して、J-VER制度における森林吸収量の認証基準を策定いたしました。
- 森林吸収クレジットが市場に流通し、これを用いたカーボン・オフセットが行われることで、カーボン・オフセットの資金が国内林業に還流し、**国内林業の活性化と地球温暖化対策としての森林の整備・保全の一層の推進**が期待されます。